



西枇杷島子育て支援センター(芳野保育園内)	052-502-7013
清洲子育て支援センター(本町保育園内)	052-401-2460
新川子育て支援センター(須ヶ口保育園内)	052-400-2200
春日子育て支援センター(中之切保育園内)	052-408-0771

※西枇杷島子育て支援センターには、駐車場がありませんので、公共交通機関又は徒歩等でのご利用をお願いします。

西枇杷島児童センター	052-504-2656
小田井児童館(にしび創造センター内)	052-504-6392
清洲児童館	052-409-6102
清洲児童センター・ウイング	052-401-2727
新川児童センター	052-409-5751
星の宮児童センター	052-400-5932
桃栄児童館	052-401-1234
春日児童館	052-409-8358

保育園の園庭開放・きらきらひろばは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、皆さまの健康と安全を考慮し、中止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

ところ	行事名	とき	開始時間	対象・定員	申込・電話予約 午後3時30分から	講師
西枇杷島 子育て支援 センター	【子育て講座】 バランスボール	7月26日(月)	午前10時30分 ～11時30分	未就園児親子5組	7月5日(月)から	横石亜紀氏
	身体測定	7月13日(火)	予約利用時間	2・3歳	予約利用者のみ	
		7月14日(水)		0歳		
		7月15日(木)		1歳		
にこにこの会 (わらべうた遊び)	7月12日(月)	午前11時から	未就園児親子5組		澤井仁美氏	
清洲 子育て支援 センター	身体測定	7月13日(火)	予約利用時間	2・3歳	予約利用者のみ	
		7月14日(水)		0歳		
		7月15日(木)		1歳		
	ひだまりの会 (わらべうた遊び)	7月12日(月)	午前11時から	未就園児親子		加賀依子氏
新川 子育て支援 センター	身体測定	7月13日(火)	予約利用時間	1歳	予約利用者のみ	
		7月14日(水)		2・3歳		
		7月15日(木)		0歳		
	ぴよぴよの会 (わらべうた遊び)	7月26日(月)	午前11時から	未就園児親子		久原幸子氏
春日 子育て支援 センター	身体測定	7月13日(火)	予約利用時間	0歳	予約利用者のみ	
		7月14日(水)		1歳		
		7月15日(木)		2・3歳		
	さくらんぼの会 (わらべうた遊び)	7月 5日(月)	午前11時から	未就園児親子		久原幸子氏

※全ての行事が参加費無料です。 ※定員数に記入がない場合は定員はありません。
※詳しい内容につきましては、各子育て支援センターの子育てだよりをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化の請求を受け付けています

施設等利用給付認定(幼児教育・保育の無償化の認定)を受けている方で、令和3年4月～6月に幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターを利用した方は、7月中に忘れずに請求してください。請求書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

また、令和3年3月以前のご利用分で、まだ請求をされていない場合は子育て支援課までご相談ください。

その他、無償化の手続きや対象施設など、詳細は市ホームページをご覧ください。

■問合せ 子育て支援課(北館2階)



はぐみんカードとは

清須市内に住民登録がある18歳未満のお子さまとその保護者又は妊娠中の方に配付しています。

このカードは、愛知県を含めた全国47都道府県の全協賛店舗で利用できます。

お子さまが18歳に達して最初の3月31日まで利用できます。

【配付場所】市役所子育て支援課(北館2階)

■問合せ 子育て支援課(北館2階)



虐待等相談専用電話開設のお知らせ

「虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡ください。
 連絡した人が特定されないよう、秘密は厳守します。(匿名可)
 また、子どもとの関わり等でお困りの親御さんからの相談もお受けしています。お気軽にご利用ください。

受付時間	平日の午前9時～午後5時
電話番号	052-400-2915 ※ただし、虐待に関する夜間や緊急時の通報・相談は、児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)へお電話ください。

【虐待等とは…】

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対する暴力をふるう(DV) など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病院を受診させない など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

■問合せ 子育て支援課(北館2階)

母子家庭等自立支援給付金のご案内

児童扶養手当を受給している(又は同等の所得水準にある)母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格取得のため講座を受講する場合や、学校等養成機関で1年以上修業する場合に、給付金を支給しています。いずれの給付も1人1回限りで、受講(修業)開始前に事前相談が必要です。

●自立支援教育訓練給付金

- <対象講座> 雇用保険の一般・特定一般・専門実践教育訓練給付の指定講座及びそれに準ずる講座で、専門資格の取得を目的とするもの。(医療事務、調剤薬局事務、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等)
- <支給額> 受講料の6割相当額
(上限20万円。下限1万2,000円。専門実践教育訓練指定講座の場合は上限80万円)
(雇用保険の教育訓練給付金受給資格者は、差額を支給。)

●高等職業訓練促進給付金

- <対象資格> 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等
(令和3年度に限り、6カ月以上の訓練を必要とするデジタル分野の民間資格も対象)
- <支給額>
 1. 訓練促進給付金(毎月)(資格により支給期間の定めあり。上限4年)
 市町村民税非課税世帯:月額10万円(最後の12カ月は14万円)
 市町村民税課税世帯 :月額7万5000円(最後の12カ月は11万5000円)
 2. 修了支援給付金(修了後)
 市町村民税非課税世帯:5万円
 市町村民税課税世帯 :2万5,000円

■問合せ 子育て支援課(北館2階)